

母子父子寡婦福祉資金貸付金 資金一覧表

資金	対象	資金概要	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	利子
修学資金	児童(子)	児童等が高等学校、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校において修学するのに必要な資金(授業料、書籍代、交通費に必要な資金など)	別紙「修学資金貸付限度額表」参照	就学期間中	卒業後6ヶ月	10年以内	無利子
就学支度資金	児童(子)	児童等が就学、修業するために必要な入学金、被服等の購入に必要な資金(小・中学校については所得制限あり)	別紙「就学支度資金貸付限度額表」参照		卒業後6ヶ月	就学 10年以内 修業 5年以内	無利子
修業資金	児童(子)	児童等が就労するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	月額 68,000円 特別 460,000円(※1)	知識技能を習得する期間中5年以内	知識技能習得後1年	10年以内	無利子
就職支度資金	母、父、児童(子)、寡婦	就職するために直接必要な被服、履物及び通勤時用自動車等を購入する資金	一般 105,000円 特別 340,000円(※2)		1年	6年以内	無利子 (母・父・寡婦は連帯保証人なし年1%)
技能習得資金	母、父、寡婦	母または父が就労するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金(授業料、入学金など)	【一般】月額 68,000円 【特別】一括 816,000円 運転免許 460,000円	知識技能を習得する期間中5年以内	知識技能取得後1年	10年以内	無利子 (連帯保証人なし年1%)
医療介護資金	母、父、児童(子)、寡婦	医療又は介護を受けるために必要な資金(1年以内に限る)	【医療】 340,000円 特別 480,000円 【介護】 500,000円		6ヶ月	5年以内	無利子 (連帯保証人なし年1%)
生活資金	母、父、寡婦	知識技能を習得している間 医療もしくは介護を受けている間 母子家庭又は父子家庭等となって7年未満の方で生活の安定を図る間 失業中 家計急変者 ※上記の期間で生活を安定・継続するのに必要な資金	【一般】月額 108,000円 【技能】月額 141,000円(※3) 【家計急変者】月額 児童扶養手当に準拠した額(全部支給の額)	知識技能を習得する期間中5年以内 医療又は介護を受けている期間中1年以内 離職した日の翌日から1年以内 貸付の日から原則3箇月以内(家計急変者)	知識技能習得後等6ヶ月	技能習得 10年以内 医療・介護 5年以内 生活安定 8年以内 失業 5年以内 家計急変者 10年以内	無利子 (連帯保証人なし年1%)
住宅資金	母、父、寡婦	住宅の建設、購入、補修、保全、改築、増築に必要な資金	1,500,000円 特別 2,000,000円(※4)		6ヶ月	6年以内 特別 7年以内	無利子 (連帯保証人なし年1%)
転宅資金	母、父、寡婦	住宅を移転するため住宅の賃借に際し必要な資金	260,000円		6ヶ月	3年以内	無利子 (連帯保証人なし年1%)
結婚資金	母、父、寡婦	扶養する子の婚姻に際し必要な資金	320,000円		6ヶ月	5年以内	無利子 (連帯保証人なし年1%)

※1 高校3年時就職予定の児童が自動車運転免許を取得する場合

※2 通勤用自動車を購入する場合

※3 生活安定期間の貸付は月額108,000円、合計2,592,000円を限度額とし、生活安定期間中の養育費の取得のための裁判費用については1,236,000円を限度額とします。

※4 災害等により、住宅が全壊等の場合

上記資金のほかに、事業開始資金、事業継続資金があります。詳しくはお問い合わせください。